

2021年4月1日

お客様各位

遠軽信用金庫

未利用口座管理手数料の新設について

平素より、当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび当金庫では、長期間にわたりお取引のない普通預金口座が金融犯罪に不正利用されることによる被害防止に向けて、2021年4月1日(木)以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設させていただきますこととなりましたのでご案内申し上げます。

未利用口座の対象となるお客様には、事前にお取引状況をお知らせしたうえで、未利用口座の対象となった後、一定期間(3か月)経過後に年間1,320円(消費税込)の未利用口座管理手数料をご負担いただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には、当該口座(未利用口座)を解約させていただきます。

当金庫におきまして、ご利用のない口座につきましては、ご利用の再開をお勧めするとともに、今後、ご利用の予定のない口座につきましては、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めいたします。

当金庫は、日頃からご利用いただいておりますお客様へのサービスの維持向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料及び解約について

適用日(基準日)	2021年4月1日(手数料のご負担は、2023年8月以降となります。)
適用口座	2021年4月1日(木)以降に開設した普通預金口座(総合口座・決済用預金・通帳アプリ口座を含みます。) ※盗難、紛失等により、利用が停止されている口座も対象といたします。
対象となる口座(未利用口座)	最後の預け入れ又は払い戻し(普通預金利息の元本への組み入れ、未利用口座管理手数料の引き落としを除きます。)から2年以上一度も預け入れ又は払い戻し等がない口座といたします。ただし、 <u>次のいずれかに該当する口座は対象となりません。</u> <ul style="list-style-type: none">・口座残高が1万円以上の場合・同一店舗において、定期性預金、国債、保険等の取引又は融資取引がある場合・口座の名義人が未成年者(18歳未満)の場合・後見制度支援預金
未利用口座管理手数料	・未利用口座の対象となった場合は、事前にご案内文書を当金庫へのお届けのお名前・ご住所宛に郵送いたします。 ※ご案内文書が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・未利用口座の対象となった後、一定期間(3か月)お取引がない場合に年間1,320円(消費税込)を当該口座から引き落としいたします。 ※消費税は、標準税率10%が適用されるものとします。
解約	・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高をもって同手数料の一部としてご負担いただき、当該口座を解約いたします。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却及び解約口座の再利用は、応じかねますので、あらかじめご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、当金庫本支店窓口までお問い合わせください。

2. 未利用口座に関する特約規定の新設について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、未利用口座に関する特約規定を以下のとおり新設させていただきます。

未利用口座に関する特約規定

・一定期間以上ご利用されていない預金口座については、本規定によりお取扱いいたします。

遠軽信用金庫

(2021年2月1日公表)

お客さまからお預かりしているご預金のうち、一定期間以上ご利用されていない口座（以下「未利用口座」といいます。）につきましては、本規定に定める要件にもとづき、毎年一定の期日において「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、未利用口座のうち残高が0円の口座については、当該口座を解約させていただきます。

別に定めるご預金等にかかる規定の特約事項として、お客様に合意いただく事項は次のとおりです。

1. (特約条項を適用する規定)

この特約規定は、ご契約いただいた預金等にかかる別に定める次の規定に適用します。

- (1) 普通預金規定
- (2) 普通預金規定【個人用】
- (3) 決済用預金（普通預金無利息型）規定
- (4) 決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】
- (5) 定期性総合口座取引規定
- (6) 決済用定期性総合口座取引（普通預金無利息型）規定
- (7) 金庫利用規約「遠軽信用金庫 通帳アプリ口座」に関する特約

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後にお預入れまたは払戻し等による口座残高の異動（以下「お取引」といいます。なお、当該口座にかかる預金利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお取引がない預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳・印章等の喪失等によりご利用を停止している口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

2021年4月1日以降に開設した普通預金口座および決済用預金（普通預金無利息型）（総合口座を含みます。）が未利用口座に該当する場合は、第5項各号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

- (1) 当該口座にかかる、お届けのお名前・ご住所あてに通知を発信します。なお、この通知が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 未利用口座となってから3か月間お取引がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引落しできるとし、引落した当該手数料はご返却いたしません。
- (4) 前項の引落し時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部としてご負担いただき、当該口座残高を0円とします。
- (5) 第2項にかかわらず、次に該当する場合は、未利用口座管理手数料のご負担を免除します。
 - ① 未利用口座の預金残高が1万円以上の場合
 - ② 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、生命保険、損害保険等のお取引がある場合
 - ③ 未利用口座の取引店と同一店舗において、ご融資のお取引がある場合
 - ④ 未利用口座の名義人が未成年者（18歳未満）の場合
 - ⑤ 後見制度支援預金

4. (未利用口座の解約)

- (1) 未利用口座の残高が0円となった場合は、預金者等に通知することなく、当該口座を解約できることとします。
- (2) 前項による口座解約にかかる預金者等によるお手続きは不要です。
- (3) 第1項により解約した口座の再利用はできません。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上